



第2章 循環型社会の構築

施策2 ごみを減量・資源化します

関連する SDGs	本市で重視すべき視点	関連する SDGs	本市で重視すべき視点
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>廃棄物の適正処理や資源化に注意を払い、持続可能なまちを目指します。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>生産・消費のすべての段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、持続可能な経済活動を目指します。</p>

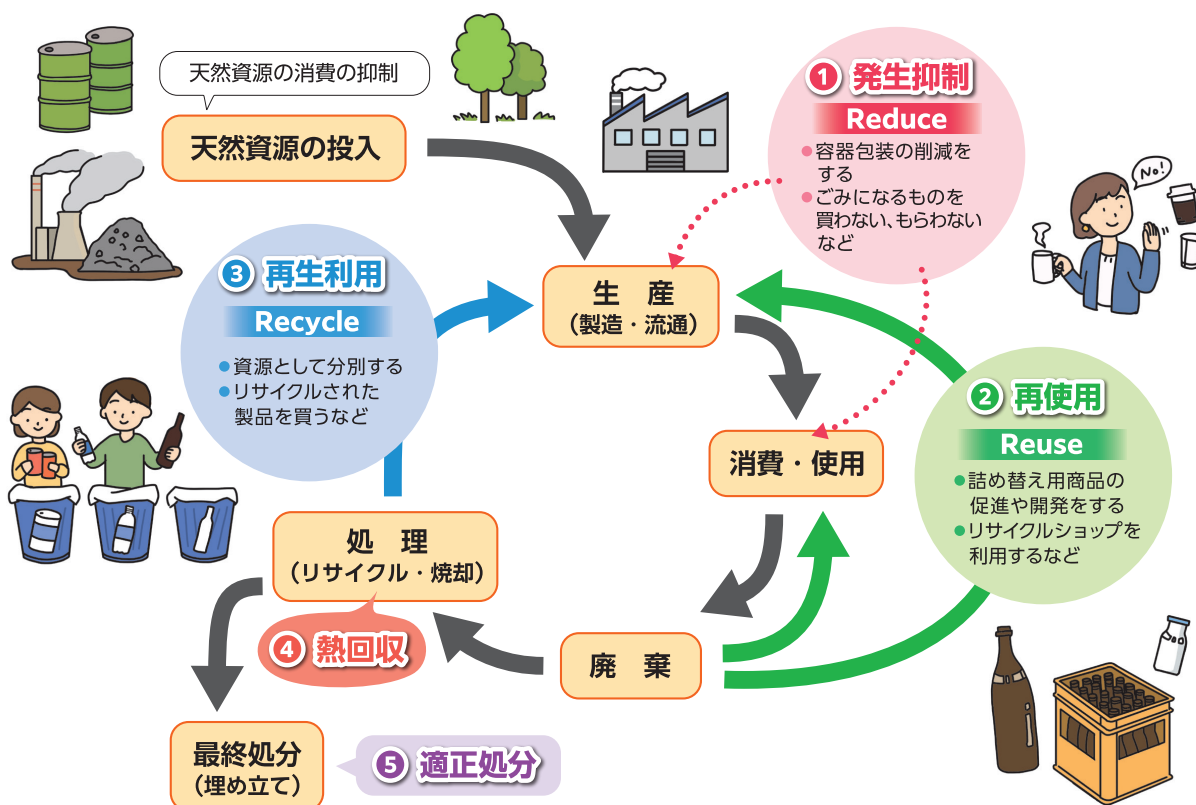
1 節 廃棄物の減量と資源化

1 これまでの取り組みと課題

◆循環型社会とは

循環型社会とは、限られた資源を効率的に利用し、環境負荷の低減を図る社会のことをいいます。環境負荷の低減と経済成長を両立し、持続可能な社会を構築していくためには、「生産」「消費・使用」「廃棄」「処理」のすべての段階で資源を効率的に利用し、循環させていくことが大切です。

<循環型社会の概念図>



(1) これまでの取り組み

◆国の取り組み

- ・平成30年に、国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。これは、国民や事業者のごみの排出削減や、食品ロスの削減について数値目標を設定し、様々な施策を総合的かつ計画的に進めていく計画です。
- ・この計画を受けて、環境省は「プラスチック資源循環戦略」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）などの法整備を行い、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めています。

＜プラスチックの資源循環＞

- ・令和元年に、国は、プラスチック資源循環戦略を策定しました。これは「^{スリーアール}3 R + ^{リニューアブル}Renewable」、つまり、^{リデュース}Reduce（発生抑制）、^{リユース}Reuse（再利用）、^{リサイクル}Recycle（再生利用）と、Renewable（再生可能な資源へ替える取り組み）を基本原則として、プラスチックの資源循環を推進する戦略です。
- ・また、令和12年までに、ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）を累計で25%排出を抑制することなど、6つの目標を掲げています。そして、この取り組みの一環として、令和2年に、レジ袋の有料化（無料配布禁止等）が義務付けられました。
- ・令和4年に、プラスチック資源循環法が施行されました。この法律は、プラスチック製品の設計から流通、そして廃棄処理までに携わる事業者などが行うべき資源循環の取り組み（3R+Renewable）を示しています。



＜食品ロスの削減＞

- ・令和元年に、国は、食品ロス削減推進法を策定しました。これは、行政、事業者、消費者等が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことを目指しています。
- ・また、令和2年に、食品ロス削減推進法に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、食品ロスの量を平成12年度比で令和12年度までに、家庭系、事業系ともに半減させること、また、食品ロスの削減に取り組む消費者の割合を80%にするという目標を設定しています。

コラム Re-Style

国は、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、その活動や取り組みの浸透を呼びかけています。「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージに、3Rの取り組みを多くの方々に知ってもらい、自分の暮らしに取り入れてもらうよう、環境の面だけでなく、歌やダンス、アニメや動画などのサブカルチャーと連携したコンテンツを発信しています。

Re-Style

限りある資源を未来につなぐ。
今、僕らにできること。

出典）環境省 Re-Style

◆本市の取り組み

- ・平成 23 年に、本市は、ごみ減量・資源化の施策を示す「ごみ減量・資源化指針 2011」を策定し、平成 29 年に指針を改定しました。
- ・この指針では、ごみ焼却量がピークであった平成 9 年度の 15.6 万 t から 1/3 以上の削減となる「ごみ焼却量 10 万 t 以下」を目標に掲げ、様々な施策を展開してきました。
- ・そして、令和 4 年に、本市は 2040 年頃の将来像を見据え、まちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定しました。この構想では、脱炭素化や循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政が一体となって、取り組むことが示されており、これを踏まえて、同年 7 月に、本指針を改定しました。
- ・本指針は、次に掲げる 5 つの項目について具体的な取り組みを掲げています。

<資源分別回収>

- ・資源分別回収は、地域の自治会連合会を単位に、原則として月 1 回実施されています。
- ・資源分別回収に関する情報発信を強化するため、QRコードや AI チャットボット等、インターネットを活用した情報発信を行っています。
- ・資源分別回収以外の資源化ルートを把握するため、民間事業者の古紙等回収ステーションの設置状況を調査しています。



資源分別回収の様子

<紙ごみ>

- ・雑がみ回収の啓発のため、「雑がみのイベント回収」や「雑がみ回収の啓発動画の配信」、「雑がみ回収台紙の配布」、「雑がみ PR マークの活用」等を行っています。
- ・子どもに対する雑がみ回収の啓発や環境教育のために、家庭で集めた雑がみを学校で回収する「雑がみ回収スクール事業」や、雑がみがリサイクルされる様子を体験して理解を深める「紙すき体験講座」を実施しています。
- ・市民が気軽に紙類をリサイクルできるよう、自治会連合会の管理による回収拠点として、「古紙回収用ボックス」を公民館等市有地や土地所有者に承諾を得た民有地に設置しています。



雑がみ PR マーク



雑がみ回収台紙の使用例

<生ごみ>

- ・生ごみの発生を抑制する「3・3プロジェクト」(水キリ、食べキリ、使いキリを指す 3 キリ・3R クッキング) を啓発するため、「ごみ減量・リサイクル講座」や「3R クッキング講座」を開催しています。
- ・令和 4 年度から、家庭から日々排出される生ごみの減量を目的に、電気式生ごみ処理機の購入費用に対する補助を行っています。

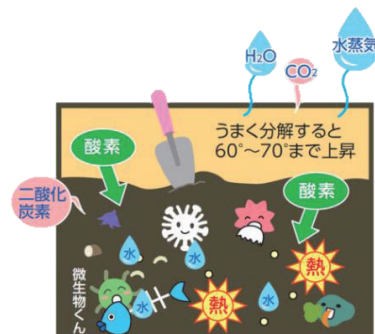
- ・家庭における生ごみの資源化を推進するために、ダンボール箱で手軽に生ごみを堆肥化できるダンボールコンポスト事業を実施しています。そして、ダンボールコンポストの普及促進のため、ダンボールコンポストの実践方法を紹介した動画の配信や、講座の開催、購入補助などに取り組んでいます。

コラム ダンボールコンポスト

「ダンボールコンポスト」は、ダンボール箱の中に基材を入れて、微生物の働きで生ごみを分解させ堆肥にする方法です。

手軽に、安価で、家庭の生ごみを処理でき、においも少ないことが特徴で、ダンボール1箱で約60kgの生ごみを処理できます。

また、作られた堆肥は、各家庭で利用するほか、余った堆肥は、市が回収し、地域の学校などで活用するという事業を行っています。



▼ ダンボールコンポストの実践方法が学べる動画



＜プラスチックごみ＞

- ・令和4年4月に、ビン・カン・ペットボトルやプラスチック製容器包装の中間処理施設である新たな「岐阜市リサイクルセンター」が稼働したことに合わせ、市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。
- ・プラスチック製容器包装の分別収集に先立ち、他都市の先進事例の研究等を行い、円滑な収集体制や仔細な作業手順を整えました。また、市民に対し、出前講座の開催や、啓発チラシの配布等により周知を行っています。
- ・プラスチック製容器包装の適正な分別について、広報紙や市ホームページ、案内チラシや「ごみ出しのルール」の配布、ポスターの掲示、テレビやラジオ放送、動画配信、バスのデジタルサイネージなど、各種媒体を活用し、市民に啓発しています。
- ・また、外国の方々への外国語チラシ（英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ポルトガル語）、視覚障がい者の方々への点字チラシや音声版広報を作成しています。
- ・店頭でトレイ回収を行っているトレイ回収協力店や、簡易包装等の取り組みを率先して行っているエコ・アクションパートナー協定店を、市ホームページや広報紙等に掲載し、紹介しています。
- ・プラスチックごみやレジ袋の削減をテーマとした市主催の講演会などを開催しています。



プラスチック製容器包装分別収集の啓発動画

▼啓発動画のQRコード



<事業系ごみ>

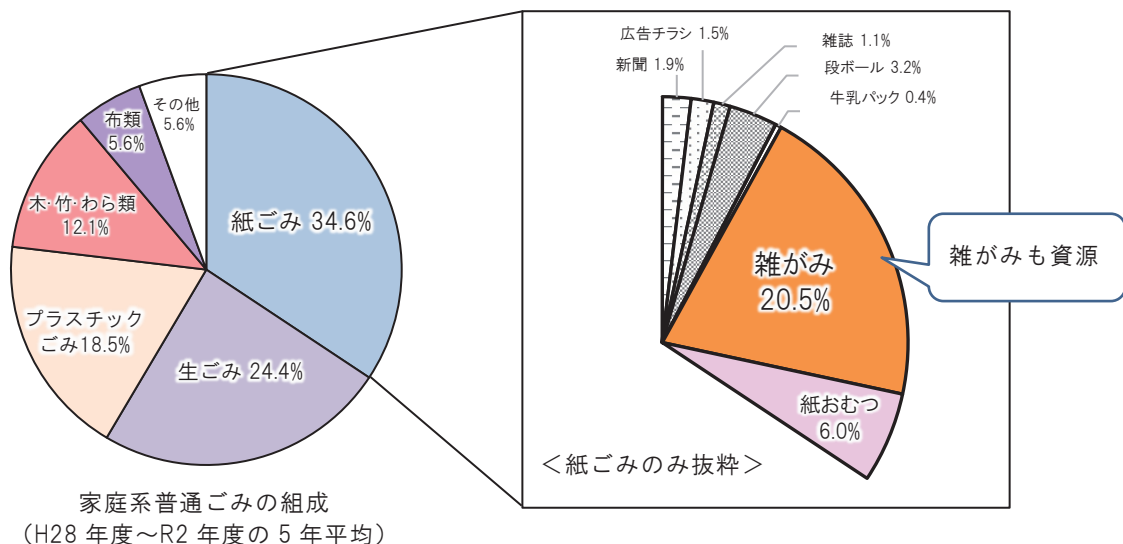
- ・事業所のごみ減量・資源化を推進するために、大規模事業所や中規模事業所に対し立入調査を行い、分別ボックスの設置による資源分別の徹底などの指導を行っています。また、それぞれの事業所の有益な取り組みについて、市ホームページ等で紹介しています。
- ・岐阜県と協力して、飲食店等での生ごみの減量や食品ロス削減のために、「岐阜市食べキリ協力店・協力企業」を募集し、登録事業所数を拡大しています。



(2) 結果と課題

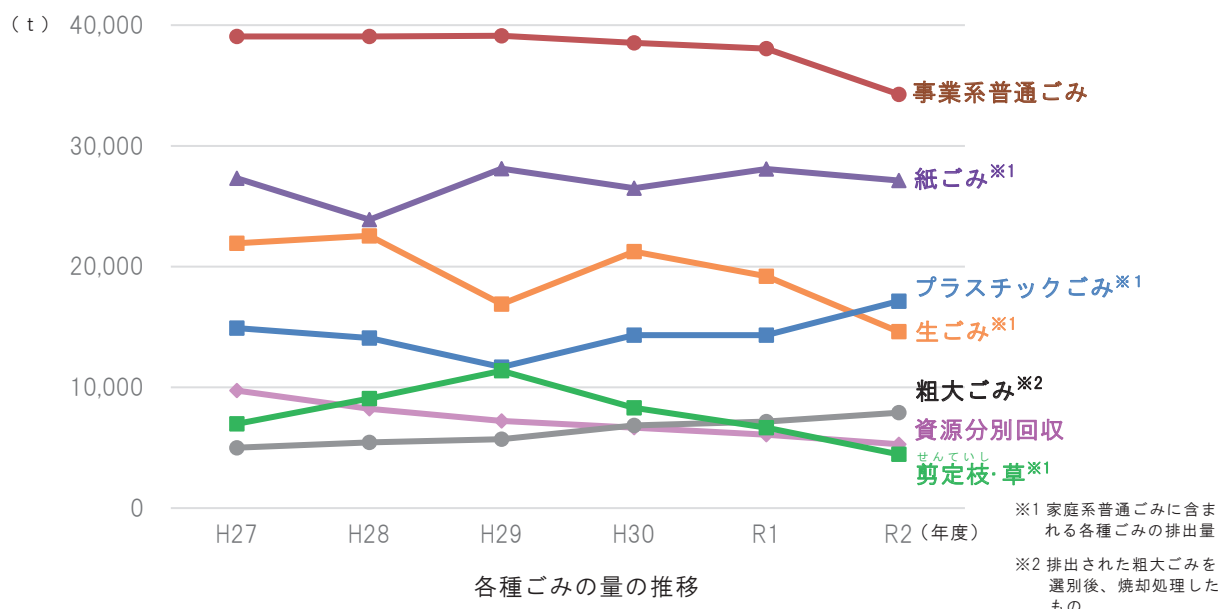
◆ごみの排出抑制に向けた重点的な取り組みについて

- ・令和3年度のごみ焼却量は、122,831tであり、令和7年度までに「ごみ焼却量10万t以下」という目標を達成するためには、さらなるごみの減量が必要です。
- ・資源分別の回収量は、民間事業者の古紙等回収ステーションの利用が増えたことから、年々減少していますが、資源分別の回収量と民間ステーションの回収量の合計は、ほぼ横ばいです。引き続き、市民が参加しやすい資源分別回収の環境づくりが必要です。
- ・紙ごみの排出量は、ほぼ横ばいの状況にあり、中でも雑がみが大部分を占めています。令和2年度は、10,147tの雑がみの資源化が可能であると推計していましたが、実際に資源化された量は536tであり、約5%しか資源化されていませんでした。
- ・さらなる資源化を図るために、雑がみの回収を強化する必要があります。



- ・家庭系普通ごみの約4分の1は、生ごみです。生ごみの排出量は、高齢化や共働き世帯の増加により、自宅での調理の機会が少なくなったため、減少傾向にありますが、さらなる減量を進める必要があります。
- ・本市で実施した食品ロス実態調査によると、生ごみのうち約4割が食品ロスとなっていることから、生ごみを減量するためには、食品ロスを減らすことが重要です。

- ・プラスチックごみは、家庭系普通ごみの中で、紙ごみ、生ごみとともに排出量が多いごみです。プラスチックごみの排出量は、令和元年度まではほぼ横ばいでしたが、令和2年度は、コロナ禍の影響によりテイクアウトや感染防止対策品等のプラスチック製品の使用が増えたため、排出量が増加しています。
- ・令和4年4月から開始したプラスチック製容器包装の分別収集などを通して、プラスチックごみの資源化を進め、その焼却量を削減していく必要があります。
- ・事業系ごみの排出量は、令和元年度までは横ばいでしたが、令和2年度はコロナ禍の影響により社会経済活動が停滞したため、排出量が減少しました。事業所のごみ減量・資源化を推進するために、事業所への立入調査と指導を強化するとともに、ごみ減量・資源化の取り組みを支援する必要があります。
- ・粗大ごみの排出量は、年々上昇しており、特に令和元年度以降は排出量が大きく増加し、令和2年度はごみ焼却量の6.3%を占めています。また、家庭系普通ごみにおいて、4番目に排出量が多い木・竹・わら類の中では、^{せんていし}剪定枝や草がその大部分を占めています。さらなるごみ減量のためには、このようなごみの減量施策を検討する必要があります。



コラム ごみ処理に係る温室効果ガスの排出について

ごみ処理では、ごみの運搬、焼却などの過程において、温室効果ガスを排出しています。

実際に、本市の令和元年度の二酸化炭素の排出量のうち3.3%は、廃棄物分野から発生したものです(P.21参照)。

そのため、ごみの発生を抑制し、資源として有効利用することは、地球温暖化対策として効果的な取り組みです。



パッカー車
(出前講座での実演の様子)

◆ごみ処理の有料化制度について

- ・ごみ処理の有料化は、制度を導入している自治体によると、住民のごみの排出に係る意識改革につながり、ごみの減量や資源化の促進に有用な取り組みとされています。従来のごみ処理に要する費用の負担は、多くのごみを排出する人も、減量に努力している人も変わりません。そのため、有料化制度は、ごみの排出量に応じて、その負担を公平にする仕組みであるとされています。
- ・ごみ処理有料化制度の導入については、平成24年10月に環境審議会から「ごみ減量効果が期待できることから、次世代に先送りすることなく実施することが望ましい」、「方針を固める上で、市民の理解と協力を得るための意見交換を行うこと」、「実施に当たっては、十分な周知期間の確保、社会経済状況等の状況に留意すること」との答申を受けました。
- ・また、こうした中、岐阜市議会の平成26年3月定例会で「家庭ごみ無料収集の継続を要望する請願」が採択され、「雑がみ回収、プラスチック製容器包装の分別収集などを強化すること」などが求められました。
- ・このようなことから、ごみ処理の有料化は、ごみの減量施策を推し進め、その削減効果を検証・評価した上で、市民の意見を伺いながら、導入を判断することとしています。

2 今後の取り組み

◆ごみ減量・資源化指針の3つの基本方針と6つの基本施策

ごみ焼却量を10万t以下に削減するために、引き続き3つの基本方針と6つの基本施策に基づき、市民、事業者、市（行政）が一体となった運動を進めていきます。

基本方針1

ごみの発生を抑制する仕組みをつくる

- **基本施策1** 毎日の生活の中でごみ減量意識を習慣化する
- **基本施策2** ごみ排出量に応じた負担を公平にする

基本方針2

ごみの中の資源を循環し、再利用する

- **基本施策3** 再利用できる資源をごみの中から抜き出す
- **基本施策4** 温暖化対策に向け、ごみの減量の取り組みを進める

基本方針3

地域の絆の中で、ごみ減量を進める

- **基本施策5** 生活様式にあわせた資源分別の機会をつくる
- **基本施策6** ごみ減量の情報を共有できる仕組みをつくる

◆ごみ 1/3 減量大作戦市民運動の展開

①多様な資源ごみ回収を促進する

- ・ 臨時拠点回収等、資源分別回収の機会を拡大する場合の運営支援を行い、市民が参加しやすい資源分別回収事業を構築します。
- ・ 市ホームページや SNS、動画配信、イベント等を活用し、資源分別回収に関する情報をはじめ、ごみ減量に関する情報発信を強化します。
- ・ 民間事業者による資源回収状況の把握と適切な指導により、市民が利用しやすい環境を整備します。
- ・ 剪定枝や刈草の収集制度の検討や、その資源化を研究します。
- ・ 粗大ごみを無償譲渡する抽選会を実施するなど、粗大ごみの再使用・資源化を促進します。



②紙ごみを減らす

- ・ 家庭での雑がみの回収を進めるため、雑がみ回収に利用する台紙を配布するなど、雑がみの分別を強化します。
- ・ 民有地や事業所に古紙回収用ボックスを設置するなど、紙類の回収拠点を拡充します。
- ・ 紙製のカトラリーやキッチン用品等の利用を最小限とすることを啓発し、脱・使い捨て意識を醸成します。



③生ごみを減らす

- ・ キッチンで実践できる食品ロス対策を紹介するなど、食品ロスの削減を推進します。
- ・ ダンボールコンポスト講座を積極的に開催し、生ごみの堆肥化と地域循環を推進します。
- ・ 電気式生ごみ処理機への補助の実施や、その他の生ごみの減量方法を研究します。



④プラスチックごみを減らす

- ・ プラスチック製容器包装の資源化を推進するため、適切な分別と排出方法を啓発します。
- ・ 啓発の一策として、岐阜市リサイクルセンターにおける中間処理の様子や、再資源化された製品を紹介します。
- ・ トレイ等の店頭回収協力店と、エコ・アクションパートナー協定店制度を推進します。
- ・ プラスチック製品の資源化について、他都市の先進事例等を踏まえ、分別収集制度を検討します。
- ・ マイボトルの利用促進や、インクカートリッジの回収を拡充し、プラスチック製品の排出抑制を推進します。



⑤事業系ごみを減らす

- ・ 事業所への立入調査と指導方法の強化とともに、ごみ減量の取り組みを支援します。
- ・ 食べキリ協力店・協力企業の拡大と活動の充実を図るなど、事業所から排出される生ごみ減量を推進します。
- ・ 事業所の創意工夫による“オフィスでちよつとごみ減量”運動を推進します。
また、事業者の効果的な減量の手法は、市ホームページなどを通して、他の事業者に紹介します。
- ・ 多様な事業系ごみの減量・資源化の先進事例等を調査し、これを他の事業者に紹介します。



⑥ごみ処理有料化制度の導入を検討する

- ・ 家庭系普通ごみの処理の有料化について具体的に検討します。
- ・ 事業系普通ごみの処理の有料化について具体的に検討します。



3 指標と目標

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	指標の見方
①ごみの焼却量	122,831t	100,000t (令和7年度)※	選別、粉碎処理後の可燃物 (し尿処理後の残さの焼却等 を含む)
②紙類の年間回収量	14,927 t (推計値)	18,034t (令和7年度)※	資源分別回収等(市内の民間 の古紙等回収ステーション含 む)での回収量
③生ごみ減量に取り組む世帯 数	430 世帯 (ダンボールコン ポストのみ)	1,000 世帯	ダンボールコンポストと電気 式生ごみ処理機の補助世帯数
④プラスチック製容器包装の 資源化率	79.2% (令和4年度 上半期)	85%	資源化処理量/年間のプラス チック製容器包装収集量

※「ごみ減量・資源化指針」は、令和7年度を目標年度としているため、同様に令和7年度を目標とします。